20-2 地域防災計画や避難所運営に関する指針における男女共同参画担当部局 又は男女共同参画センターの具体的な役割の位置付け (都道府県·政令指定都市、市区町村)

(2023年4月1日時点)

	(117/227	137	県• 政令指定都 · 役害	の位置付けに関する表	見定
					-
	都道府県 政令都市		1:位置付けられた規 定がある	2:位置付けられていない	3:その他
II.	<u> </u>	\- <u>\</u>			
北青	海 森	道県	0	0	
岩岩	 手	県			0
宮	城	県	0		
秋	田 	県	0		
山 福	 形 島	県県	0	0	
茨		県	0		
栃	木	県	0		
群	馬	県		0	
埼 千	<u></u> 葉	県県	0	0	
東	京	都	0		
神	奈 川	県			0
新富	 温 山	県県	0		
<u>虽</u> 石	<u>Ш</u> Ш	県		0	
福	井	県		0	
山	梨	県		0	
長 岐	野 阜	県県	0		0
静	早 岡	県		0	<u> </u>
愛	知	県	0		
三滋	重	県旧	0		
滋 京	賀 都	県 府	0		0
大	阪	府	0		
兵	庫	県		0	
奈 和	良 歌 山	県県	0	0	
烏		県	0	U	
島	根	県	0		
岡	山	県	0		
広 山	島 口	県県	0		
徳	 島	県	0		
香	Ш	県		0	
愛高	媛 知	県県	0		
福	岡	県	0		
佐	賀	県	0		
長能	 本	県	0		
熊大	 分	県県	0		
宮	崎	県	-	0	
鹿油	児島	県		0	
沖	縄 計	県	28	O 14	4
	割合(%)		(59.6)	(29.8)	(8.5)
札	幌	市士		0	
仙 さ	<u>台</u> い た ま	市市	0	0	
千	葉	市	0		
横	浜	市	0		
川 相	 - 模 原	市市	0	0	
新	湯	市		0	
静	岡	市	0		
浜 名	松 古 屋	市市	0	0	
京		市	0		
大	阪	市		0	
堺	=	市	0		
神 岡	<u>戸</u> 山	市市	0		
広	島	市	0		
福	岡	市		0	
北熊	<u>九 州</u> 本	市市	0	0	
ик	<u></u> 計	ı (i)	12	8	0
	割合(%)		(60.0)	(40.0)	(0.0)
	合 計割合(%)		40 (59.7)	22 (32.8)	4 (6.0)
(:)		ち地		(32.8) こは手引き・ガイドラインを	

			役割の位置付けに関する規定					
	市区町村		 1.位置付けられた規	2:位置付けられてい				
			定がある	ない	3:その他			
北	 海	道	4	155	20			
青	森	県	2	34	3			
岩	手	県	2	28	2			
宮秋		県	9	25 21	1			
山	 形	県	1	32	1			
福	島	県	6	40	13			
茨	城	県	6	38				
栃	木	県	7	17	1			
群 埼	馬 玉	県	9 20	24 43	2			
^坷	 葉	県	12	43				
東	京	都	18	41	1			
神	奈 川	県	6	27				
新宣	<u> </u>	県	5	24	1			
富 石	<u>山</u> 川	県	2	13 16	1			
福		県	2	15				
山	梨	県	2	23	2			
長	野	県	7	61	9			
岐	阜	県	6	31	4			
静愛	<u>岡</u> 知	県	12 16	21 35	3			
三	 重	県	2	25	2			
滋	賀	県	3	15	1			
京	都	府	2	21	3			
大	阪	府	12	29	2			
兵 奈	庫 良	県	10	30 32	7			
和	 歌 山	県	5	21	1			
鳥	取	県	1	17	1			
島	根	県	5	10	4			
岡広	<u>山</u>	県	5 7	19	3 1			
山	島 口	<u>県</u>	3	15 13	3			
徳	島	県	5	16	3			
香	Ш	県	2	13	2			
愛	媛	県		19	1			
高 福	<u>知</u>	県	18	30 41	<u>4</u> 1			
佐	 賀	県	10	19	1			
長	崎	県	6	15				
熊	本	県	5	35	5			
大官	分 	県	7	17 18	1			
宮鹿	<u>啊</u>	県	7	32	4			
沖		県	4	31	6			
	計		269	1339	122			
	割合(%)		(15.5)	(76.9)	(7.0)			
	市区 割合(%)		204 (25.0)	589 (72.3)	21 (2.6)			
	町村		65	750	101			
	割合(%)		(7.0)	(81.0)	(10.9)			

⁽注)地域防災計画や避難所運営に関する指針には手引き・ガイドラインを含む。